～　先端設備等導入にかかる固定資産税の特例について　～

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、町から認定を受けた先端設備導入計画に基づき取得した設備について一定の要件を満たす場合に、固定資産税の特例措置を設けています。

１．軽減対象者

・資本金もしくは出資金の額が１億円以下の法人
・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
※ただし、大企業の子会社等を除く

２．適用期間

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

３．軽減対象資産

・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率５％以上の投資計画に記載された（１）から（４）の設備
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
・中古資産でないこと

資産の種類	最低取得価格
（1）　機械・装置	・１台または１基の取得価額が１６０万円以上のもの
（2）　測定工具及び検査工具	・１台または１基の取得価額が３０万円以上のもの
（3）　器具・備品	・１台または１基の取得価額が３０万円以上のもの
（4）　建物付属設備 ※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く	・１台または１基の取得価額が６０万円以上のもの

４．軽減内容

賃上げ方針の表明なし	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から３年度分に限り、 固定資産税の課税標準を１／２に軽減	
賃上げ方針の表明あり	令和５年４月１日から 令和６年３月３１日までに取得	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から５年度分に限り、 固定資産税の課税標準を１／３に軽減
	令和６年４月１日から 令和７年３月３１日までに取得	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から４年度分に限り、 固定資産税の課税標準を１／３に軽減

５．申告時の添付書類

①　認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
②　「先端設備等導入計画認定書」の写し
③　認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し
④　特例適用申告書（町ホームページからダウンロードできます）

※詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

問合わせ先　下諏訪町 税務課 資産税係
電話：0266-27-1111（内線234）
mail ：sisan@town.shimosuwa.lg.jp

〔R6.10〕